

標 題 : 総務省が通知「地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正について」
を 発 出
発 信 番 号 : 自治労情報2023第0002号
発 信 日 付 : 2023年1月5日
宛 先 (団 体) :
宛 先 : 各県本部委員長様
送 信 者 (団 体) : 全日本自治団体労働組合
送 信 者 : 中央執行委員長 川本 淳

総務省は2022年12月23日付で、各共済組合あてに「地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正について」(通知)を発出しました。

2022年10月から一定の要件を満たす短時間労働者に短期給付が適用されましたが、被扶養者の認定にあたり、共済制度と健康保険制度では被扶養者と認定する者の所得要件が異なっていたため、地方公務員等共済組合法運用方針の一部を改正して、民間の健康保険制度の所得要件と合わせることになりました。

添付ファイル :
運用方針_改正表.pdf
改正通知(各共済組合・連合会).pdf
概要(運用方針).pdf